

公平な税負担を目指して

町では公平・公正な税負担の確立を目指し、下記のような取り組みを進めています。皆様のご協力により、町税収納率は年々向上しています。今後も納税者の利便性向上のための取り組みを進めていきますので、引き続き納期限内納付にご協力をお願いします。

郵便局・コンビニで納付可能に

利便性向上を目指して、郵便局での納付や24時間納付可能なコンビニでの納付を導入しました。



ネット公売の導入

平成26年4月にネット公売を導入しました。滞納者から差押えた物件をネットオークションに出品し、落札代金を税の滞納分に充てています。



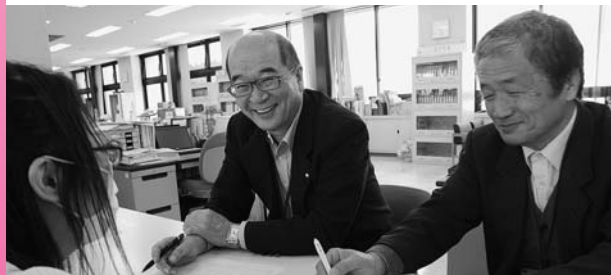
税金教室を開催

今年度から町内の小学6年生を対象に、税金について学び、税金やお金の大切さについて理解を深めてもらうことを目的とした税金教室を開催しています。



納税相談員の配置

仕事などのため直接役場へ来られない方や生活状況の変化(失業や病気等)で納付が困難になった方に柔軟に対応するため、納税相談を行う専門の職員を配置しています。



町税の納期限内納付にご協力ください

失業や病気、事業不振など予期しない出来事等、様々な理由で一時的に納期限までに納めることが困難な場合は、そのまま放置せずに一度下記の窓口にご相談してください。なお、相談は電話でも受け付けます。

滞納する前に相談を

納税は納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合、原則20日以内に督促状を送付します。督促状が送付されてもなおお税を滞納し続けた場合、その納期限の翌日から納付されるまでの日数に応じて延滞金がかかります。

滞納処分について

税金は納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合、原則20日以内に督促状を送付します。督促状が送付されてもなおお税を滞納し続けた場合、その納期限の翌日から納付されるまでの日数に応じて延滞金がかかります。

納期限を過ぎてしまったら

納税は便利で確実な口座振替を利用しましょう！

期限内納付が困難な場合など、お気軽にご相談ください。

■町民税務課 税務グループ(役場1階 4・5番窓口) Tel 35-2111(内線125・126)

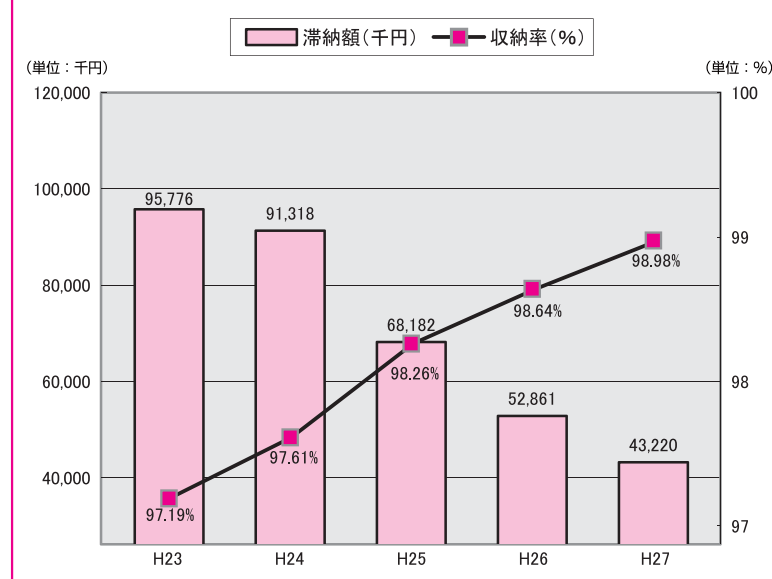


くらしを支える

町税のいま

税金は、私たちが毎日利用している道路や学校、公共施設の維持管理、医療・福祉の充実など様々な公共サービスに形を変え、町民の皆さんの生活の一部となっています。

町税滞納額と収納率の移り変わり



公共サービスにかかる費用は、納税義務者である町民の皆様から「税金」という形で負担していただいております。

特に町税(町民税・固定資産税・軽自動車税等)は皆さんの生活に直結した様々な事業を行うためにとても重要な財源です。

平成27年度の決算において、町税は約99%、国民健康保険税は約98%が年度内に完納されています。また、翌年度以降に持ち越される滞納額は年々減少しています。

町では今後も、納税者の利便性向上と納税意識の高揚に向けた取り組みを進め、税負担の公平性確保を目指していきます。

町税収納の現状